

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部 収納課	
契約締結年月日	令和4年6月1日	
業 務 名	軽JNK S導入に係る住民情報システム改修業務委託	
業 務 の 概 要	令和5年1月4日からの軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）との納税証明の電子連携に対応するための住民情報システム改修の実施	
契約金額（税込）	1,644,500円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社 日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	株式会社日立システムズ中部支社は、本市の住民情報システム（ADWORLD）の開発事業者であるとともに、同システムの保守・運用を行っており、同システムについて熟知・精通している。他の事業者にも本業務を履行させた場合、既存のシステムに著しい支障が生じるおそれがある。このことから、他者から見積書を徴収することが適さないため、株式会社日立システムズ中部支社一者から見積書を徴収し、随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部 収納課です。